京都府中小企業等外国人材受入緊急支援補助金Q＆A

No.		Q	A
補助対象者・期間	1 - 1	留学生は補助対象になるのか。	外国人材を受け入れるに当たり企業等が追加的に負担する経費の一部を支援するものであり、留学生は対象としていません。
	1 - 2	① 本社は府外に所在するが、外国人材が就労する事業所が府内の場合、補助の対象となるか。 ② 本社は府内に所在するが、外国人材が就労する事業所が府外の場合、補助の対象となるか。	補助の対象となるのは、京都府内に所在する事業所が外国人材の受入れを行った場合です。 ① 補助の対象となり得ます。 ② 補助の対象とはなりません。
	1 - 3	入国後の待機期間の宿泊費が補助対象となるとのことだが、何泊何日分が補助対象となるのか。	宿泊日数は、外国人材の入国時点で国が示す経過観察措置期間を上限とします。 詳細は厚生労働省のHPを御確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html（水際対策強化に係る新たな措置）
	1 - 4	監理団体や登録支援機関等は補助対象者にならないのか。	外国人材を雇用している企業等を対象とした制度としており、監理団体等は補助対象者にはなりません。
	1 - 5	すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。	申請時点で事業を営んでいる法人又は個人が対象となりますので、申請時点ですでに廃業している事業者は補助対象となりません。
	1 - 6	過去の待機費用は申請の対象となるか。	本制度は令和４年３月１日以降に入国した外国人材が対象となります。
	1 - 7	既に雇用している外国人材が一時的に帰国した後、再入国する場合は補助対象となるのか。	既に雇用している外国人材も対象となります。ただし、出張によるものは対象となりません。
補助対象経費	2 - 1	外国人材を受け入れる際、入国した空港の近くのホテルに滞在したが、府外のホテルに宿泊しても対象となるか。	府外のホテル等で待機された場合も、補助対象となります。
	2 - 2	宿泊施設については、ウィークリーマンションや研修施設、企業の寮（風呂・トイレも個室内）なども対象となるか。	個室管理が可能であれば、補助対象となります。申請を行う場合は、外国人を雇用する企業等が宿泊費用を負担し、利用者・利用日・1人1日あたりに要した費用のわかる領収書が必要となります。
	2 - 3	外国人材を受け入れる際、企業等が受入れに係る費用（航空代、宿泊代、研修代、 食費等）を監理団体等の外部に一括して支払っている場合、補助対象となるか。	企業等が監理団体等に支払った費用の明細書等により、待機期間中の宿泊費が当該費用に含まれていることが明らかであれば補助対象となります。
	2 - 4	消費税、宿泊税、入湯税の取扱いはどうなるか。	補助金対象経費には、消費税及び地方消費税、宿泊税、入湯税相当額は含みません。補助金交付申請書の支出額には、消費税、宿泊税、入湯税相当額を除外した金額を記載してください。
	2 - 5	その他公的機関が実施する補助制度と併用が可能か。	補助対象経費は企業等が実質負担した分のみです。申請にあたっては、企業等が実際に負担した、他の公的機関の事業による割引適用後の金額を記載のうえ、領収証等に当該事業を活用した旨を明記してください。

No.		Q	A
	2 - 6	宿泊に伴う食費は補助対象経費となるか。	食費は補助対象外です。 ただし、宿泊費と一体となっていて分けることができない宿泊に伴う食費（朝食付き宿泊プラン等）については、例外的に宿泊費として補助対象となります。
申請手続き	3 - 1	領収書は写しでもよいのか。	領収書（監理団体等が立て替えた場合の領収書も含む）については、原本でも写しでも構いませんが、原則として、提出後の返却には応じかねますので、返却する必要のないものを提出してください。
	3 - 2	宿泊施設への支払いを銀行振込でしたため、領収書がない場合どうしたらいいか。	宿泊施設が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票等の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。 なお、請求書の写しには、請求先の名称とともに、必要事項（宿泊場所、宿泊者名、 宿泊日、1 人あたりの宿泊費）の記載が必要となります。 請求書の写しに必要事項の記載がない場合は、宿泊施設が発行した請求明細書や宿泊明細書など、必要事項の内容が分かる書類を併せて提出してください。
	3 - 3	労働契約書がない場合はどうしたらいいか。	労働条件通知書等、申請者が府内の事業所で該当外国人材を雇用することが分かる書類の写しを提出してください。
	3 - 4	申請時点で在留カード（写し）が手元にない場合はどうしたらいいか。	パスポートの上陸許可証印のページ及び査証ページの写しを提出してください。
	3 - 5	振込口座が当座預金等で通帳がない場合には、何を添付すればよいか。	当座勘定照合表の写しなど、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義（カナ）の情報が確認できる書類を添付してください。
	3 - 6	申請から支給決定・入金まではどれくらい日数がかかかるのか。	不足書類等がない場合は、申請をいただいてから、1～2 週間で補助金の支給の決定を行い、入金についてはその後 2 週間程度かかります。このため、申請から、支給決定・入金までは、3～4週間程度かかる予定です
	3 - 7	技能実習計画認定申請書の第 2 面は全て提出する必要があるのか。	技能実習計画認定申請書の第 2 面には、「技能実習を行わせる事業所」や「技能実習生」の氏名等が複数にわたって記載されているため、第 2 面全ての提出をお願いしま す。 また、補助金の対象となる技能実習生が複数いる場合は、技能実習生ごとに技能実習計画認定申請書及び技能実習計画認定通知書の写しを提出してください。
その他	4 - 1	予算がなくなったら事業は終了するのか。	これまでの入国状況等を踏まえ、十分な予算を確保していますが、予算には限りがあるため、なくなれば事業を終了します。
	4 - 2	なぜ、上限額を設けているのか。	国の水際対策への対応として、想定外の費用負担が生じている事業者に対してできるだけ幅広く補助することが必要であると考えており、そのため、１人当たりの上限を設定したところです。